第二百四十七条の八第二項第七号中「いない場合は」を「いないときは」に改め、同項第八号及び第九号を次のように改める。

八　第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額（DF_{CM}）が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額（K_{CM}）を算出することを要する。

$$K_{CM}=\left\{1+\frac{A_{Ntl.1}+A_{Ntl.2}}{\sum_i A_{Ntl.i}}\cdot\frac{N}{N-2}\right\}\cdot\frac{DF^{*}}{\sum_i DF^{*}_{i}}\cdot K^{*}_{CM}$$

DF^{*}は、当該適格中央清算機関に対する農林中央金庫の未拠出の清算基金の額

DF^{*}_{i}は、直接清算参加者iの未拠出の清算基金の額

九　前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額（K_{CM}）を算出することを要する。

$$K_{CM}=\left\{1+\frac{A_{Ntl.1}+A_{Ntl.2}}{\sum_i A_{Ntl.i}}\cdot\frac{N}{N-2}\right\}\cdot\frac{IM}{\sum_i IM_i}\cdot K^{*}_{CM}$$

IMは、当該適格中央清算機関に農林中央金庫が拠出した当初証拠金の額

第二百四十七条の八第三項を次のように改める。

3　第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

$$Min\{(2\%\cdot TE+1250\%\cdot DF),\ 20\%\cdot TE\}$$

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

DFは、当該適格中央清算機関に農林中央金庫が拠出した清算基金の額

第七章に次の一節を加える。

第七節　特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る特例

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る特例）

第二百七十九条の十四　第百五十五条の三の規定は、マーケット・リスク相当額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合にあっては、第百三十条から前条までの規定にかかわらず」とあるのは「前六節の規定にかかわらず」と、「に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額」とあるのは「のマーケット・リスク相当額」と、「当該エクスポージャーの額（EADをいう。）」とあるのは「当該部分の額」と、「二百五十パーセント」とあるのは「一二十パーセント」と読み替えるものとする。

（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部改正）

第四条　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁農林水産省告示第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（適用日前における農林水産大臣及び金融庁長官の承認に係る経過措置）

第九条　新告示第八条第十二項又は第二十条第九項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。ただし、第三条中農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第五条第三項、第六条第四項第十五号、第七条第四項第十号、第十七条第三項、第十八条第四項第十五号、第十九条第四項第十号、第二十五条第一項第二号、第百二十九条第三号、第二百四十七条の三第一項及び第二百四十七条の四第一項の改正規定並びに第四条中農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件附則に一条を加える改正規定は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

（資本調達手段等に係る経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧農協告示」という。）第二条又は第十条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十三条の二第二項に規定する回転出資金を含む。）であって第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新農協告示」という。）第四条第三項又は第十二条第三項の普通出資及び新農協告示第四条第四項又は第十二条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの（この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に発行又は払込みされたものに限り、次条第一項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第五条第二項及び第十条第一項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新農協告示第五十三条第七項第一号ハに規定する算出基準日をいう。次条第一項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧農協告示第五条第一項第五号若しくは第十三条第一項第五号に掲げる期限付劣後債務又は旧農協告示第五条第一項第六号若しくは第十三条第一項第六号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新農協告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新農協告示第十二条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧農協告示第五条第一項第四号から第六号まで又は第十三条第一項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧農協告示第五条第一項第四号から第六号まで又は第十三条第一項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	百パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	九十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント